



平成28年7月22日
土地・建設産業局建設業課

平成28年度下請取引等実態調査の実施 ～全国の建設業者約14,000業者が対象～

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法(昭和24年法律第100号)第31条第1項及び第42条の2第1項の規定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査を毎年実施しています。

今般、全国の建設業者約14,000業者を対象に調査を実施致します。

1. 調査対象業者

大臣許可建設業者 約 1,700 業者
知事許可建設業者 約 12,300 業者

2. 調査方法

郵送による書面調査

※調査対象業者には、平成28年7月22日付けで調査票を発送

3. 調査内容

- ①元請・下請間及び発注者・元請間の取引の実態等
- ②消費税の転嫁に関する状況
- ③技能労働者への賃金支払い状況
- ④社会保険等の加入状況

詳細は、国土交通省 HP (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html)を参照してください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長 補佐 赤羽 (内線 24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8362 (直通)
調査指導係長 一力 (内線 24785) FAX : (03) 5253-1553